

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正
- ◇告示 生活上等消費者が登録変更を行うための市町村長に届け出る期日
- ひな白痢の検査
- 牛の結核病、ブルセラ病肝てつ検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射の実施
- 森林区施業計画案の公表
- 保険医の登録
- 基本測量の終了
- 牛その他の物品の移入禁止区域の指定

## 規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和三十四年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県規則第四十五号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程（昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

### 国民年金課

- 一 福祉年金の裁定  
（国民年金法第八十三条第一項、同法施行令第一条）
- 二 母子福祉年金額の改定  
（福祉年金支給規則第三十条）
- 三 福祉年金の支給停止及び失権通知  
（福祉年金支給規則第三十二条）
- 四 未支給福祉年金の支給  
（福祉年金支給規則第三十七條）

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十一月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第六百十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第十八条第二項の規定により、生活上等消費者が昭和三十四年十二月一日発効の登録変更を行うため、市町村長に届け出る期日を次のとおり定める。

昭和三十四年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年十一月二十四日から十一月二十七日まで

鳥取県告示第六百十四号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規

定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十一月十七日	鳥取市古郡家	西川種鶏場
"	"	雨河"
" 十八日	" 薬師町	伊吹"
" 二十一日	" 江津	石原"
" 二十五日	" 菫浦	前島"
"	"	川口"

鳥取県告示第六百十五号

次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び豚の所有者に対して検査、駆除及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病肝てつ及び豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供

する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。肝てつ、検査……牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法

結核病……ツベルクリン皮内反応検査  
 ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法  
 肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法  
 肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与  
 豚コレラ予防液皮下注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表

（一）結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
------	------	------

十一月二十五日	米子市富益	富益家畜検診所
十一月二十八日	米子市富益	富益家畜検診所
十一月二十七日	境港市中浜	三軒屋

(二) 豚コレラ予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

十一月十九日	米子市全域	各豚舎巡廻注射
"	境港市全域	"
"	米子市住吉地区	"
十一月二十八日	"	"
十一月三十日	"	"

鳥取県告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定により、（ウ）の森林区の森林区施業計画案を昭和三十四年十一月二十日から三十日間次の場所において公表する。

昭和三十四年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取県庁  
一 鳥取県西部山林事務所

鳥取県告示第六百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

昭和三十四年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保 險 医	登録の記号	登録年月日
-------	-------	-------

氏 名 一 住 所	納富 敏男	米子市道笑町 三丁目二七	鳥医七三八	昭和三四、一一、一六
-----------	-------	--------------	-------	------------

鳥取県告示第六百十八号

次のとおり基本測量を終了した旨、建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十四年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

作業種類 天文測量

作業地域 気高郡、米子市

終了月日 昭和三十四年十月二十四日

鳥取県告示第六百十九号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一条の規定により、昭和三十四年十一月二十日から牛その他の物品の移入を禁止する区域として鳥根県を指定する。

昭和三十四年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗